

# 自民党衆議院議員田中和徳 国政報告書第297号

衆議院議員田中和徳事務所  
TEL:03-3508-7294  
FAX:03-3508-3504  
<http://www.tanaka-kazunori.com>  
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



## デジタル行政手続法が成立

デジタル行政手続法が、5月24日、今国会で成立し、順次施行される。

この法律の目的は、世界の潮流である行政のデジタル化を日本でも進めることである。

### 1. 行政のデジタル化がもたらすメリット

人口や土地の所有関係、所得状況などのビッグデータは、新たな産業の礎となる。現在、行政が公開しているデータを元に、多くのアプリやサービスが開発されている。こうした動きを加速させるためにも、行政のデジタル化は極めて重要である。

#### 行政手続のデジタル化・インターネット化の主なメリット

- メリット① 行政サービスが、より便利・迅速・きめ細かく
- メリット② 行政コストが節約され、国や自治体の財政が改善
- メリット③ 新しい産業やイノベーションを生み出す原動力となる

#### 《 デジタル化による行政サービスの利便性向上と効率化 》

オンライン申請	印鑑証明書の取得、住民票の移転、給付の申請などの行政手続を、役所に行かなくても、自宅や外出先からネットやスマホで行える
オンライン納税	マイナンバーカードと銀行口座を連動させると、オンライン納税も可能
行政の連携など	各行政機関の連携が進み、書類や資料の提出が1回で済む
不正受給の防止 困窮している人への サービス向上	各自治体と国税庁、日本年金機構や健康保険組合などが連携し、生活保護をはじめとする社会保障の不正受給を防止できる一方、本当に困窮している人に対してきめ細やかなサービスを提供できる
行政コストの削減	行政事務が大幅に削減され、より少ない職員で対応できる

## 2. デジタル化が遅れている我が国の行政

- ① 日本の行政手続の内、オンライン申請が実現しているのは全体の僅か12%
- ② 住民票や戸籍謄本、登記証明書など、紙の添付書類を求める手続が多い
- ③ 行政手続のオンライン化には、本人確認のためにマイナンバーカードが必要  
しかし、マイナンバーカードの普及率は僅か10%程度に低迷

## 3. デジタル手続法の概要とタイムスケジュール

**デジタル手続法の概要：全ての行政手続でオンライン化を進める**

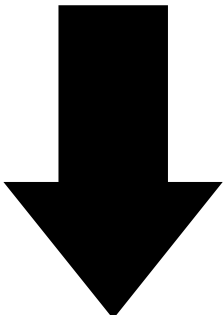
- 原則① 国の全ての行政手続を、オンライン申請可能にする**  
**原則② 一度提出した情報は、再度提出することを不要とする**  
**原則③ 複数の手続やサービスを、一括で申請できるようにする**

- 
- 省庁間や官民の間で、データ・情報処理システムの標準化や統一化を推進する
  - オンラインでの申請や手続に必要なマイナンバーカードの普及を促進する
  - 高齢者や障がい者など、普段PCやスマホを使わない方への支援を充実させる

### **デジタル手続法におけるマイナンバーカード普及の施策**

- ① マイナンバーカードに健康保険証としての機能を持たせる
- ② 海外に住む日本人にも、マイナンバーでオンライン申請を可能にする
- ③ 通知カードを廃止し、マイナンバーカードへの移行を促進する

### 《 デジタル手続法のタイムスケジュール 》



2019年度：引っ越しの際、オンラインで住民票を移転させると、一緒に電気・ガス・水道の契約変更も行える。  
死亡や相続の申請もオンラインでできるようにする。

2020年度：法人設立の際、登記証明書の添付を不要にする。  
マイナンバーカードに健康保険証の機能を付与する。